

一般貨物自動車運送業者等
運輸安全マネジメント実施規定

水間急配株式会社

運輸安全マネジメント実施規程

目次

第1章	総則	
	第1条	(目的)
	第2条	(適用範囲)
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営方針等	
	第3条	(輸送の安全に関する基本的な方針)
	第4条	(輸送の安全に関する重点施策)
	第5条	(輸送の安全に関する目標)
	第6条	(輸送の安全に関する計画)
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制	
	第7条	(社長等の責務及び組織)
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法	
	第8条	(輸送の安全に関する重点施策の実施)
	第9条	(輸送の安全に関する費用の支出及び投資)
	第10条	(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)
	第11条	(事故、災害等に関する報告連絡体制)
	第12条	(輸送の安全に関する教育及び研修)
	第13条	(安全に関する内部監査・業務の改善に関する事項)
	第14条	(情報公開に関する事項)
	第15条	(輸送の安全に関する記録の管理等)
第5章	輸送の安全を確保するための反省事項と改善方法	
	第16条	(安全に関する反省事項)
	第17条	(安全に関する反省事項に対する改善方法)

付則

第1章 総 則

第1条 (目的)

この規定(以下「本規定」という。)は、水間急配株式会社において貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)

第15条及び第24条の3の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図る事を目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規定は、水間急配株式会社の貨物事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 1.輸送の安全に関する重要性の意識改善と法令遵守の徹底
- 2.輸送の安全に関する情報連絡体制の確立及び、必要な情報の共有化
- 3.輸送の安全に関する教育と研修参加など具体的計画の策定と実施

第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

I、社長は輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる重点施策を実施する。

- 1.社長は、輸送の安全の確保が事業の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
又、各営業所より安全に関する状況報告を受け、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2.輸送の安全に関する施策「計画、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)」を確実に実施する。
- 3.輸送の安全に関する目標を達成する為、必要となる人材育成教育及び研修に関する具体的な計画を作成し実施する。
- 4.安全対策を常に確認し、全社員一丸となり業務を遂行し、絶えず輸送の安全の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、ホームページへ公表する。
- 5.運行管理者(補助者)及び配車係りに至るまでの教育・研修の継続的な実施。
- 6.ドライバーの安全教育・研修の実施。
- 7.安全運転対策

II、協力会社を利用する場合にあつては、各社と密接に協力し、一丸となって安全性の向上に努める為、定期会議を開催し、輸送の安全対策や連絡体制の改善を図り、議事録を残す。
また、協力会社の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。

第5条 (輸送の安全に関する目標)

I、社長は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、達成したい成果として、次のような指標を用いて目標を策定する。

1. 重点目標
 - ・輸送の安全に関する重要性の意識徹底と法令遵守の徹底
 - ・輸送の安全に関する情報連絡体制の確立及び、事業部内での必要な情報の共有化
 - ・輸送の安全に関する教育と研修参加など具体的計画の策定と実施
2. 事故件数
 - ・重大事故.....0件
 - ・追突事故の撲滅...0件
 - ・逆突事故の削減...50%削減
 - ・行政処分撲滅.....0件
 - ・商品事故削減.....配送30%削減、構内30%削減
3. 飲酒運転の撲滅
 - ・アルコールチェックによる社内基準数値超過者の撲滅...50%削減
4. 輸送の安全確保に関する投資
 - ・デジタルタコグラフ・バックアイカメラ・ドライブレコーダー・エアデフレクタ・追突防止装置などの導入計画

導入予定計画	
デジタルタコグラフ 南港営業所=2010/1 南港BC=2010/7 姫路営業所=2010/9 奈良営業所=2010/3 新南港BC=2009/8、2010/5(長距離) 春日井=2009/11
バックアイカメラ 2010年全車導入
ドライブレコーダー 2013年度、導入計画
エアデフレクタ 大型車、新車購入時に装着
追突防止装置 大型車、新車購入時に装着

第6条 (輸送の安全に関する計画)

I、社長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、また、自社の人材、車両、事故の状況、現場の声や過去の計画の実施時状況等を勘案し、現状の問題点を把握すること等により、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

- ・毎月の事故防止重点目標の設定
- ・走行危険場所、ヒヤリハット情報を掲示
- ・事故事例の公表
- ・乗務員への個人面談の実施(全員対象)
- ・事故発生者に対する個人指導
- ・交通安全委員会の設置
- ・協力会社との安全運行推進会議の開催
- ・営業所における指導強化と研修の実施
- ・事故多発者に対する特別指導の実施
- ・管理者による添乗調査(全員対象)
- ・協力会社の研修状況の把握

II、具体的計画

- 1.年間月次目標(スローガン)を設定し該当月の事故防止重点目標のプレートを作成し、掲示板への掲示と運転席への添付
- 2.走行危険箇所・道路状況等の写真を利用して視覚等に訴える手法で掲示する。
- 3.事故事例を公表することによる、啓蒙
- 4.運行管理者による乗務員への個人面談を行い、安全運行に対する意識を徹底させる。(免許証の資格有無と更新確認)
- 5.事故発生の原因分析による指導及びビデオによる研修、適性検査の受診を行い、継続的な指導を行う。
- 6.営業所における安全輸送の確立や事故防止などについて、必要な取組事項を策定する。
- 7.協力会社との連携をより強化し、毎月1回、安全運行の推進と向上のため、会議を開催する。
- 8.同事業部内の運行管理者が召集し定期的な会議を行い、安全確保に関する情報の共有化を図る。
- 9.営業所における事故の傾向や形態について日常業務の中での指導や、
毎日の点呼時に当月の事故防止重点目標を指導するなど、指導の充実を図る。又、外部機関によるKYTなどの実施。
- 10.重大事故や事故多発者が生じた場合、その者に対して個別に特別研修を行い、指導終了後3ヶ月間、
抜き打ちにて添乗し確認を行う。
- 11.配車係り以上の者が添乗し、乗務員の運転操作や荷扱い等の業務の状況全般を点検し、指導に活用する。
- 12.協力会社の安全運行に関して、協力会社が定めた輸送の安全に関する教育、研修計画の提出及び報告を求め、
協力会社の乗務員に対する研修状況を把握し、当社と連携を持って安全運行に努める。

第3章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理体制

第7条 (社長等の責務及び組織)

- I、社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- II、社長は、輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- III、社長は、PDCAサイクルにより継続的な輸送の安全性向上を図るなど、輸送の安全確保のための
業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- IV、社長は、輸送の安全確保について、次のような責任ある体制を構築する。
 - 1.安全マネジメント実施管理者
 - 2.運行管理者
 - 3.整備管理者
 - 4.その他必要な責任者
- V、安全マネジメントを担当する安全統括管理者の命を受け、輸送の安全に関する組織体制や、
指揮命令系統を作成しその組織図と緊急連絡網を作成する。
- VI、運転者等は、前IV項による管理者等の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技能等の向上を図り、
輸送の安全確保を行う。

第4章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理方法

第8条 (輸送の安全に関する重点施策に実施)

- I、社長は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、重点施策を着実に実施する。
なお、実施に当たっては、営業所間の情報の共有や、研修の方法を工夫する等により
輸送の安全確保を図る。

第9条 (輸送の安全に関する費用の支出及び投資)

- I、社長は、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
その際、自社の人材、車両、施設等の実態を把握し、事故やヒヤリハット情報等を十分に分析のうえ、
輸送の安全対策が効率的に行われるよう、重点的に費用支出及び投資を行う。

第10条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- I、社長は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、社長と現場の代表者による意見交換、
社長による営業所への訪問または運転者等による意見交換により双方向の意思疎通を十分に行い、
ヒヤリハット情報・交通事故事例について適時適切に社内において伝達し、共有されるようにする。
- II、社長は社長に直結する伝達ルート確保や伝達した者に対して、マイナス評価を行わない等の
環境を整えることにより、現場の社員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、
看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な処置を講じる事が出来るように、
するものとする。

第11条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

- I、運行管理部は事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制を整備し、これらの報告が速やかに
社内伝達されるようにする。なお、報告連絡体制の整備に当たっては、以下の点に留意する。
 - 1.事故、災害等が発生した場合、当事者は直ちに報告するとともに、社員が第一報を受け、
速やかに緊急連絡網に沿って、必要な部署等に伝達する体制とする。
 - 2.運行管理者は、社内の報告連絡体制の周知を図り、社員がそれを熟知することにより、
事故、災害が発生した後の対応を円滑に進める。
 - 3.報告連絡体制は、有効に機能するよう社内訓練を行う。
- II、運行管理者は、自動車事故報告規則に定める事故、災害等があった場合は、国土交通大臣へ必要な届出を行う。

第12条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

- I、社長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、教育(OJTやOffJT)・研修施設の活用等により、
必要となる人材育成の為、教育及び研修を着実に実施する。
- II、安全マネジメントが効果的に運用されるよう、安全マネジメントを担当する要員に対する
教育及び研修を行う。(運営管理会議の開催を月例にて行い、議事録を残す)
- III、教育及び研修は、運転者等の年齢、経歴、能力等に応じたものとすることや、知識を普及
する事に重点を置く手法、問題を解決する事に重点を置く手法、グループ討議、参加体験研修
手法も取り入れることを善処する。

第13条（安全に関する内部監査・業務の改善に関する事項）

- I、運行管理部は、安全マネジメントの実施状況等について、輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大事故、災害等が発生した場合または事故、災害が繰り返し発生した場合には、緊急に内部監査を実施する。
- II、社長は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合や輸送の安全の確保のため必要と認める場合には、必要な改善方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- III、社長は、悪質な法令違反等により重大事故を起こしたような場合においては、安全方策全般または必要な事項において現在よりもさらに高度の安全確保のための措置を講じる。
- IV、社長は、営業所別に月例にて安全対策・業務改善等について担当者会議を開催させ、議事録を残す。

第14条（情報公開等に関する事項）

- I、社長は、以下の項目についてホームページへの掲載等により、外部に対し公表する。
 - 1.輸送の安全に対する基本的な方針
 - 2.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - 3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び事故類型別事故件数）
 - 4.輸送の安全に関する重点施策
 - 5.輸送の安全に関する計画
- II、社長は、事故発生後における再発防止等、行政処分後に輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第15条（輸送の安全に関する記録の管理等）

- I、社長は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害の報告、輸送の安全に関する内部監査結果その他の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。
- II、前項書面で記録した情報については、原則として記録後3年間保存する。

第5章 輸送の安全を確保するための反省事項と改善方法

第16条（安全に関する反省事項）

- 1.交通安全委員会による車輻事故・人身事故・違反等の経緯を分析し、各営業所へ回覧し掲示板へ掲示する。

第17条（安全に関する反省事項に対する改善方法）

- 1.前期事故データを基に事故防止対策に図る。
- 2.ヒューマンエラーへの徹底的な撲滅に取り組む。

付 則

- 1.この規定は、平成21年10月1日から施行する。